

③ 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の概要

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の概要

	地域福祉権利擁護事業 ※	補助・補佐・成年後見制度（法定後見）
所管庁	厚生労働省	法務省
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 (判断能力が一定程度あるが十分でないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者)	精神上の障害により事理弁識する能力 <ul style="list-style-type: none"> 能力が不十分な者 = 補助 能力が著しく不十分な者 = 保佐 能力を欠く常況に在る者 = 後見
担い手・機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会 事業の一部委託先として基幹的社会福祉協議会等(法人) 法人の履行補助者として専門員、生活支援員	補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人) ※複数可
手続	社会福祉協議会に相談・申込 (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約	家庭裁判所に申立 (本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定)等) ※ 本人の同意：補助＝必要 保佐・後見＝不要 家庭裁判所による成年後見人等の選任
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」により確認 困難な場合、契約締結審査会で審査	医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出
援助(保護)の方法・種類	〔方法〕 ○ 本人と社会福祉協議会による援助内容の決定 〔種類〕 ○ 福祉サービスの情報提供、助言など相談 ・ 援助による福祉サービスの利用契約手続き援助 ○ 日常的金銭管理 ・ 日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・ 福祉サービス利用料支払いの便宜の供与 ○ 書類等の預かり ・ 証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える	〔方法〕 ○ 家庭裁判所による援助(保護)内容の決定 〔種類〕 ○ 財産管理・身上監護に関する法律行為 ・ 財産管理処分、遺産分割協議、介護保険サービス契約、身上監護等に関する法律行為 ・ 同意権・取消権 補助は家裁が定める「特定の法律行為」 保佐は民法第12条第1項各号所定の行為 成年後見は日常生活に関する行為以外の行為 ・ 代理権 補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」 成年後見は、財産に関するすべての法律行為
費用	社会福祉事業として 契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担	全て本人の財産から支弁 申し立ての事務費用、登記の事務費用 後見の事務に関する費用 成年後見人、監督人に対する報酬費用 等
費用の減免又は助成	生活保護利用者は公費補助 ※自治体独自で減免している場合あり	成年後見制度利用支援事業(地域支援事業のメニュー)リーガルサポート(司法書士会)による成年後見助成基金

※ 平成19年4月1日より、事業名称を「日常生活自立支援事業」に変更する予定。

